

秋田県生活環境部指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(令和7年5月9日 県生－256)

(設置)

第1条 生活環境部の所管する公の施設（以下「施設」という。）の指定管理者の候補者を適正に選定するため、秋田県生活環境部指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、外部委員を含む委員5名以上の委員をもって組織し、次に掲げるものの中から選任する。ただし、委員の過半数は外部委員とする。

- (1) 生活環境部次長
- (2) 施設の所管課長
- (3) 外部の有識者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、委員長が指名した者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任の日から令和8年3月31日までの期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は生活環境部次長の中から充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(審査)

第6条 委員会は、施設に係る指定管理者の指定の申請をした者について、選定基準等に基づき審査し、知事に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、指定管理者に申請した者の出席を求め、その提案又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。